

(平成23年1月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間は父母と同居しており、父母が営む個人事業を手伝っていた。父母は、申立期間において国民年金保険料を納付しており、申立期間に係る私の国民年金保険料は母が納付してくれていたが、私の保険料のみを納付していないとは考え難いので、申立期間を国民年金の保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は申立期間以外の国民年金加入期間の保険料を完納しているほか、申立期間当時に申立人と同居していた申立人の両親は、いずれも国民年金加入期間の保険料を完納していることから、申立人家族の国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、「遡って納付できる期間については、過年度納付により全て納付していた。」と供述しているところ、国民年金受付処理簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 1 月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点において申立期間の国民年金保険料は過年度納付により納付することが可能である上、A 年金事務所は、「過年度保険料の納付書は、少なくとも一年に一度は発行していたと思われる。」と回答しており、申立人に係る申立期間の国民年金保険料を過年度納付により納付したとする申立人の母親の供述に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和55年10月1日から57年2月26日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が20万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月1日から57年2月26日まで
昭和49年9月から57年2月までの期間、A事業所に勤務した。申立期間当時の報酬月額が約30万円であったと記憶している。

しかし、申立期間当時の標準報酬月額は、昭和52年4月1日に、同日以前の標準報酬月額である32万円から15万円に変更されているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和55年10月1日から57年2月26日までの期間については、オンライン記録上、申立人の標準報酬月額は15万円と記録されている。

しかしながら、A事業所に係る健康保険厚生年金年金保険被保険者名簿の「標準報酬月額の変せん」欄には、申立人の標準報酬月額が昭和54年10月に20万円に改定された旨の記述は確認できるものの、それ以降、申立人の標準報酬月額の改定に関する記述は無く、空欄となっていることが確認できる。B年金事務所は、「昭和54年10月以降の『標準報酬月額の変せん』欄が空欄となっているのは、標準報酬月額に変更がなかったためであると考えられる。」と回答していることから、55年10月1日から57年2月26日までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、20万円であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立期間のうち、昭和55年10月1日から57年2月26日までの期間に係る標準報酬月額を20万円と社会保険事務所に届け出たことが認められることから、当該期間に係る申立人の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

2 一方、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月 1 日から 55 年 10 月 1 日までの期間については、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の標準報酬月額は、52 年 4 月 1 日に 32 万円から 15 万円に変更され、54 年 10 月 1 日に 15 万円から 20 万円に変更されていることが確認でき、当該変更の記録はオンライン記録と一致している上、当該被保険者名簿に不自然な記録の訂正等の形跡も認められない。

また、商業登記簿から、申立人は申立期間において A 事業所の取締役であったことが確認できるところ、申立期間当時の代表取締役は、「昭和 52 年頃、会社の決算を赤字にしたくなかったことから、役員全員の報酬を下げたことがある。社会保険事務所に当該月額変更届を提出する際、社会保険事務所の職員から、月額変更にあたっては役員会の議事録の提出が必要であるとの説明を受けたため、役員会を開催し、報酬額を下げることにについて役員会の了承を得た上で、当該役員会の議事録とともに月額変更の届出を行った記憶がある。」と供述している上、申立人は当該議事録について、「押印しただけである。」と供述しているものの、同社の取締役として、当該議事録に押印した旨を認めている。

このほか、申立人が主張する報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人が主張する保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①において厚生年金保険第3種被保険者であったことが認められるとともに、厚生年金保険第3種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における申立期間①の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の上記訂正後の被保険者種別に基づく厚生年金保険料（訂正前の被保険者種別に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和44年12月1日から45年4月8日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を44年12月1日に、資格喪失日に係る記録を45年4月8日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年3月1日から38年8月1日まで
② 昭和44年12月1日から47年12月1日まで

昭和35年3月1日から40年9月15日までの期間、A社B支店において坑内員として勤務したが、社会保険事務所(当時)の記録では、当該勤務期間のうち、35年3月1日から38年8月1日までの期間については、厚生年金保険の第1種被保険者期間となっている。

入社時から退職するまでの間において、坑内員として坑内作業に従事していたので、申立期間①を厚生年金保険の第3種被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和44年12月1日から47年11月30日までの期間、C社においてD職種として勤務したが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、A社が保管する同社B支店の人事異動に関する資料から、申立人が申立期間①において、E職種として同社に勤務していたことが確認できるところ、A社は、「E職種は、坑内作業を行う坑内員であり、坑内員であれば、当然、その被保険者種別は第3種被保険者として社会保険事務所に届け出ており、第3種被保険者として給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」と回答している。

また、前述のA社が保管する資料において、職種が申立人と同じE職種と記録されている7人は、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、いずれも厚生年金保険の被保険者資格を取得した時点から第3種被保険者であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について厚生年金保険第3種被保険者であったと認められるとともに、厚生年金保険第3種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険第3種被保険者としての厚生年金保険料（厚生年金保険第1種被保険者としての厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに上記義務を履行したか否かを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者種別に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②のうち、昭和44年12月1日から45年4月8日までの期間については、申立人は、44年12月1日にC社に入社した旨を供述しているところ、申立人が申立人自身と同じ職種（D職種）であり、申立期間②において一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚は、「C社には、申立人と同時に入社した。」と供述しており、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、当該同僚は同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は申立期間の始期である同日から同社に勤務していることが認められる。

また、雇用保険の被保険者記録から、申立人は申立期間中の昭和45年4月8日にC社とは別の事業所（F社）において雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人は、「F社には、C社を退社した直後に勤務した。」と供述している上、前述の被保険者原票から、申立人が、退職時においてC社に在籍していた同僚として名前を挙げた同僚は、厚生年金保険被保険者の資格を同日以後の同年4月27日に喪失していることが確認できることなどから、申立人は、44年12月1日から45年4月8日までの期間において、C社に勤務していたことが認められる。

さらに、申立人と同時期に入社したと供述している前述の同僚は、「申

立人と私は同一の勤務形態であったため、勤務期間において、申立人の給与から、厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と供述しているところ、前述のとおり、当該同僚は自身が入社したとする昭和44年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、複数の同僚の回答から、当時の従業員数は15人から20人であったことが推認できるところ、前述の被保険者原票から、当該人数は、申立期間②当時の被保険者数とほぼ一致していることが確認できることから、当時、事業主は、従業員のほぼ全員を厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

加えて、前述の被保険者原票から、申立期間②当時、C社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者は、「C社では試用期間は無く、入社と同時に厚生年金保険に加入した。」と供述していることなどから、当時、事業主は、従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和44年12月1日から45年4月8日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社したと供述している前述の同僚の昭和44年12月のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間②において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る社会保険事務所の厚生年金保険の被保険者記録が失われたとは考え難い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主は、社会保険事務所に対し申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失等の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 一方、申立期間②のうち、昭和45年4月8日から47年12月1日までの期間については、前述のとおり、45年4月8日にC社とは別の事業所において雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人はC社を退職した後にF社に勤務した旨を供述している上、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、同日以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の者が、「申立人は、私が入社した時点では既に退職していた。」と供述していることなどから、申立人が当該期間においてC社に勤務していたことを推認できない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険

料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、オンライン記録から、申立人は申立期間②において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年11月7日に、資格喪失日に係る記録を43年4月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月7日から43年4月21日まで
② 昭和43年11月1日から44年4月1日まで

昭和41年11月から42年4月までの期間、同年11月から43年4月までの期間、及び同年11月から44年4月までの期間において、B職種としてA社に勤務した。

しかし、申立期間①及び②については、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が申立期間①において同じ雇用形態（B職種）で、一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚（一人）は、「申立人の勤務期間は私と同一であり、私の勤務期間の途中で申立人が退職するようなことはなかった。退職時期も同一であった。」と供述している上、別の同僚（一人）も、「申立人とは昭和41年度の冬季間及び42年度の冬季間（申立期間①）と一緒に勤務した。同年度については私だけが早期に退職したが、申立人が42年11月から勤務したのは間違いない。」と供述しているほか、雇用保険の被保険者記録から、申立人は申立期間①の始期（昭和42年11月7日）にA社における雇用保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、C退職金共済事業本部は、申立人について、具体的な勤務期間は特定できないものの、両申立期間を含む昭和42年10月から44年12月までの期間のうち、A社における同共済の被共済者期間が通算18か月間（通算勤務日数は264日分だが、C退職金共済では1か月の就労日数を15日として換算している。）確認できる旨を回答していることなどから、申立人は申立期間①において同社に勤務していたことが認められる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人と同じB職種であったとする同僚（一人）は、雇用保険被保険者及び厚生年金保険被保険者の資格取得日（申立期間①の始期である昭和42年11月7日）が一致していることが確認できるところ、前述のとおり、申立人の雇用保険被保険者の資格取得日は、当該同僚に係る雇用保険被保険者及び厚生年金保険被保険者の資格取得日と同日であることが確認できる上、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、両申立期間以前の昭和41年11月9日から42年4月21日までの約6か月間の被保険者記録が確認できる。

加えて、申立人及び複数の同僚の供述から、申立期間①当時、A社においては、D職種を除き、E職種（一人）を筆頭として、F職種（一人）、G職種（一人）、H職種（一人）及びB職種（申立人を含む3人）からなる7人のチームで作業を行っていたことが確認できるところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人及び、早期に退職したと供述する前述の同僚を除く5人の同僚は、いずれも申立期間①（昭和42年11月7日から43年4月21日までの期間）において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人と同一期間において、申立人と同じ雇用形態であったと推認される前述の同僚の申立期間①のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間①のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会

保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる一方、雇用保険の被保険者記録から、申立期間②中の昭和44年2月1日から同年2月10日までの期間において、申立人は同社とは別の事業所に係る記録が確認できるところ、当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、当該期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、A社の現在の事業主は、「当時の資料は保存年限が経過しているため資料が無く、申立人に係る雇用関係は不明。」と回答しており、申立期間②における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる資料及び供述を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人が申立期間②において一緒に勤務したとする4人の同僚は、いずれも申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いところ、オンライン記録から、当該4人は、いずれも申立期間①の終期である昭和43年4月21日から申立期間②を通じて国民年金に加入していることが確認できる上、当該4人のうち、E職種であったとする一人は、「昭和43年度から、D職種以下、季節労働者に係る厚生年金保険の加入を取りやめる話があった。」と供述していることから、A社は、申立期間②当時、必ずしも全ての従業員までは厚生年金保険に加入させていない事情がうかがえる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立期間②において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

島根厚生年金 事案 493（事案 184 及び事案 429 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 6 月頃から 25 年 2 月頃まで
② 昭和 25 年 2 月頃から同年 4 月頃まで
③ 昭和 25 年 4 月頃から 26 年 6 月頃まで
④ 昭和 26 年 9 月 21 日から同年 10 月 18 日まで
⑤ 昭和 26 年 10 月 18 日から 27 年 2 月頃まで
⑥ 昭和 27 年 2 月頃から同年 12 月頃まで
⑦ 昭和 27 年 12 月頃から 28 年 10 月頃まで
⑧ 昭和 28 年 10 月頃から 31 年 3 月頃まで

全ての申立期間について、A社の各出張所（申立期間①はA社B出張所、申立期間②は同社C出張所、申立期間③は同社D出張所、申立期間④及び⑦は同社E出張所、申立期間⑤は同社F出張所、申立期間⑥は同社G出張所、申立期間⑧は同社H出張所）において、I職としてJ作業に従事していた。これらのA社の出張所に勤務して、同僚と同じように業務に従事していたことは事実であり、私だけが厚生年金保険に加入していないとは考えられない。

今回の再申立てに当たり、全ての申立事業所に係る申立期間を変更するとともに、A社F出張所についても併せて申立てを行う上、同社A出張所で一緒に勤務していた同僚が作成した勤務証明書、昭和 25 年の夏（申立期間③当時）に同社D出張所の社員旅行で撮影した集合写真、及び撮影時期や撮影場所は不明であるが、同社の作業場を撮影した写真を提出する。

全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 今回の再申立てに当たり、申立人は、全ての申立事業所に係る申立期間を変更するとともに、A社F出張所についても併せて申し立てしているところ、当初の全ての申立期間に係る申立てについては、i) 同僚の供述から、

勤務期間は特定できないものの、申立人がA社の各出張所に勤務していたことは推認できるが、申立期間①に係る同社B出張所については、厚生年金保険適用事業所名簿から、当初の申立期間のうち昭和22年4月から23年6月1日までの期間において、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、同社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名が無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらないこと、ii) 申立期間②に係る同社C出張所、申立期間③に係る同社D出張所、申立期間④及び⑦に係る同社E出張所、申立期間⑥に係る同社G出張所、並びに申立期間⑧に係る同社H出張所については、厚生年金保険適用事業所名簿から、当初の各申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できることなどから、申立人は、当初の全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることができないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、i) 申立人は「全ての勤務期間について、A社本社の採用ではなく、勤務地を移動する都度、同社各出張所で採用されていた。」と供述しているところ、昭和26年7月にA社E出張所で撮影されたとする集合写真に写っている同僚で氏名が特定できた18人のうち、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社の本社採用であるとうかがえる3人は、当初の全ての申立期間において、同社本社にて厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、残る15人は、申立期間④及び申立期間⑦において、厚生年金保険の被保険者記録が無いこと、ii) A社は、「全ての申立期間について、当時の資料は保管しておらず、詳細は不明だが、当時、当社各出張所の従業員は、当社各出張所で採用し、厚生年金保険の加入についても当社各出張所で手続を行っており、厚生年金保険に加入させていない従業員もいた。」と回答しているところ、申立人が名前を挙げた同僚についても、前述の被保険者名簿に氏名を確認することができないことなどから、当初の全ての申立期間当時、同社は、必ずしも全ての従業員までは厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえることなどから、申立人は、当初の全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることができないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年8月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回、申立人は、申立期間①について、当初の申立期間を昭和23年6月頃から25年2月頃までの期間に変更して申し立てしているところ、厚生年金保険適用事業所名簿から、申立期間①に係るA社B出張所は、23年6月1日から25年2月1日までの期間において厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、今回、申立人が新たに提出した、申立期間①当時にA社B出張所で一緒に勤務していた同僚が作成したとする勤務証明書から、期間は特定

できないものの、申立人が同社B出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚（一人）は、「申立人は、短期間でよく出張所間を異動していた。」と供述していることなどから、申立人が申立期間①の全期間において同社B出張所に勤務していたことは推認できない。

また、前述の勤務証明書を作成した同僚は、「申立人のA社B出張所における雇用形態、厚生年金保険料の控除の状況等については、分からない。」と回答している上、当該勤務証明書から、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情はうかがえない。

さらに、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間①において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

3 申立期間②について、今回、申立人は、当初の申立期間を昭和25年2月頃から同年4月頃までの期間に変更して申し立てているが、当該期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除の状況等について、同僚の供述や関連資料を得ることができない上、厚生年金保険適用事業所名簿から、申立期間②に係るA社C出張所は、申立期間②当時から現在までの期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

4 申立期間③については、今回、申立人が新たに提出した昭和25年の夏にA社D出張所の社員旅行で撮影されたとする集合写真から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社D出張所に勤務していたことは推認できるが、当該写真から、申立人が申立期間③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情はうかがえない。

また、今回、申立人は、当初の申立期間を25年4月頃から26年6月頃までの期間に変更して申し立てているところ、厚生年金保険適用事業所名簿から、申立期間③に係るA社D出張所は、25年11月26日から26年6月1日までの期間において厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③の一部の期間においては、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、A社D出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

5 申立期間④について、今回、申立人は、当初の申立期間を昭和26年9月21日から同年10月18日までの期間に変更して申し立てているが、当該期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除の状況等について、同僚の供述や関連資料を得ることができない上、厚生年金保険適用事業所名簿から、申立期間④に係るA社E出張所は、申立期間④当時から現在までの期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

6 申立期間⑤について、今回、申立人は、A社E出張所に勤務していたと

する当初の申立期間を昭和 26 年 10 月 18 日から 27 年 2 月頃までの期間に変更するとともに、同社 F 出張所に勤務していたとして、新たに申し立てているところ、同僚の日記に、申立人が申立期間⑤の始期である昭和 26 年 10 月 18 日に A 社 F 出張所に来た旨の記載があることから、申立人が申立期間⑤において同社 F 出張所に勤務していたことは推認できるが、当該期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除の状況等について、同僚の供述や関連資料を得ることができない。

また、厚生年金保険適用事業所名簿から、A 社 F 出張所は、申立期間⑤当時から現在までの期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

- 7 申立期間⑥について、今回、申立人は、当初の申立期間を昭和 27 年 2 月頃から同年 12 月頃までの期間に変更して申し立てているところ、A 社 G 出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間⑥当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 5 人の同僚は申立人を記憶していない上、ほかに申立人が申立期間⑥において同社 G 出張所に勤務していたことを確認又は推認できる資料も見当たらない。

また、A 社 G 出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い上、整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

- 8 申立期間⑦について、今回、申立人は、当初の申立期間を昭和 27 年 12 月頃から 28 年 10 月頃までの期間に変更して申し立てているが、当該期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除の状況等について、同僚の供述や関連資料を得ることができない上、厚生年金保険適用事業所名簿から、申立期間⑦に係る A 社 E 出張所は、申立期間⑦当時から現在までの期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。
- 9 申立期間⑧について、今回、申立人は、当初の申立期間を昭和 28 年 10 月頃から 31 年 3 月頃までの期間に変更して申し立てているが、当該期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除の状況等について、同僚の供述や関連資料を得ることができない上、厚生年金保険適用事業所名簿から、申立期間⑧に係る A 社 H 出張所は、申立期間⑧当時から現在までの期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。
- 10 今回、申立人が新たに提出した、A 社の作業場を撮影したとする写真については、撮影時期及び撮影場所も特定できない上、当該写真からは、申立人が全ての申立期間において、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事情はうかがえない。
- 11 このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間の厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月 1 日から 59 年 11 月 1 日まで
昭和 56 年 7 月 1 日から 59 年 10 月 31 日までの期間、A 事業所に勤務したが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員の供述から、申立人が申立期間において A 事業所の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、当該従業員のうちの二人は、「申立人は、申立期間において自営業を営んでおり、A 事業所から発注された業務を請負で行っていた。」と供述している上、他の従業員から聴取しても、申立人が申立期間において、A 事業所に勤務していたとする供述は得られない。

また、申立人は、「昭和 56 年 7 月に、それまで勤務していた B 事業所が倒産し、私を含む同社の従業員全員が A 事業所に勤務することとなった。」旨を供述しているが、商業登記簿から、B 事業所が昭和 56 年 7 月に倒産したことをうかがわせる記載は確認できない中、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、同年 7 月以降も引き続き 10 数人の厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、当該被保険者原票及び A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、同年 7 月に B 事業所において被保険者資格を喪失しつつ、A 事業所において被保険者資格を取得している者は認められない。

さらに、A 事業所の元事業主は、「申立人が、申立期間当時、当社の従

業員として勤務していたか否かについては、記録も無く不明だが、仮に従業員として勤務していたとしても、当時は経営に余裕がなかったことから、申立人は、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述している。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間において、申立人の雇用保険の被保険者記録は無いほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。